

# 香港の信頼回復と経済 活性化を目指したバランス 重視の財政予算案

2024～25年度香港予算案



# 主なポイント

2024年2月28日以降、すべての特別印紙税(SSD)、  
購入者印紙税(BSD)、新住宅印紙税(NRSD)を

## 撤廃

不動産ローン、及び不動産貸付に関連するその  
他の金融管理政策に関する景気変動抑制的な  
マクロ健全安定化措置について、さらなる

## 調整

不動産投資信託の投資口の譲渡及びオプション・  
マーケット・メーカーの取引業務に係る印紙税を

## 免除

2024~25年度から、原状回復費用に関する  
損金算入を

## 容認

2024~25年度から、事業所得税における  
商業用建物と工業用建物の減価償却に関する  
請求期限を

## 撤廃

2023~24年度においては、事業所得税、給与所得税  
及びパーソナル・アセスメントについて、税額の100%  
又は3,000香港ドルのいずれか小さい金額を

## 税額控除

2024~25年度の第1四半期において、香港域内外  
の不動産税(レーツ)について、1,000香港ドルを  
上限として

## 免除

事業登録税は200香港ドル値上げされ

**2,200** 香港ドル

一年当たり、2024年4月1日から適用

各種社会保障給付金を

## 半月分 追加支給

電気自動車の初度登録税(FRT) 優遇措置は2026年  
3月31日まで2年間延長されるが、優遇措置は

**40%** 減額される

1台ごとの買替制度による電気自家用車(e-PC)の  
FRT優遇措置の上限は172,500香港ドルに調整され、  
一般のe-PCの優遇措置の上限は58,500香港ドルに  
引き下げられる

税引前価格が50万香港ドルを超えるe-PCは、優遇  
措置の適用対象とならない

その他のタイプの電気自動車については、  
引き続きFRTが全額免除される

**200億** 香港ドル  
のシルバーボンド及び

**200億** 香港ドル  
のグリーンボンド及びインフラボンドを発行

たばこ税の引き上げを、一本当たり

**80** 香港セント

2024年2月28日から適用

2024~25年度から、給与所得税とパーソナル・  
アセスメントについて2段階の標準所得税率を

## 導入

純所得が500万香港ドルを超え、標準税率が  
適用される納税者は、純所得の最初の500万香港ドル  
は引き続き15%の税率が適用され、残りの部分には  
16%の税率が適用される

累進課税的な不動産税(レーツ)制度を2024~25年度  
第4四半期以降に

## 導入

ホテル宿泊税の徴収を再開

**3%**



## 総評

2024年2月28日、財務長官(FS)は、就任以来8期目の「信頼と共に前進し、機会を捉え、質の高い発展に努める」ことをテーマとした財政予算案を発表しました。

### 信頼を築き、消費・観光を振興

大方の予想通り、財務長官は、低迷している不動産市場の信頼回復と安定化を図るために、10年以上前から導入されていた、住宅投機の抑制措置を直ちに撤廃すると発表しました。

香港の経済と経済構造を活性化し、成長させ、多様化させるための、税金及び税金以外のさまざまな取組みが詳しく説明されました。この取組みの目的には、香港株式市場の流動性と競争力を強化し、国際的なイノベーションとテクノロジーの中心地として香港をさらに発展させ、ハイエンドな製造業とグリーンテクノロジー産業を支援することが含まれています。

この点に関して、財務長官は、政府が戦略的企業、人材、投資を香港に誘致し、中東やASEAN加盟国といった新市場を開拓することに全力を尽くすことについても言及しました。

さらに、財務長官は、消費と観光を促進するために、観光推進と各種大規模イベントや地域イベントの開催に向けて10億9千万香港ドルの予算を充てると述べました。

### 2023～24年及びその後数年間の財政状況の見通し

財務長官は、2023～24年度の財政赤字が1,016億香港ドルと推定され、2024年3月31日時点の推定財政準備金は7,332億香港ドルとなるが、この財政準備金額は政府支出の約12カ月分にすぎないと述べました。

さらに、財務長官は、2024～25年度の連結財政赤字は481億香港ドルになると予測しており、経常収支が黒字に転換するのは2026～27年度になるとの予測を示しました。

このような財政制約を踏まえ、財務長官は今後5年間で年間950億～1,350億香港ドルの債券を発行し、2024～25年度から2028～29年度にかけて政府債務の対GDP比を約9～13%の範囲に維持する方針を示しました。しかし、財務長官は、これらの債券による収入は、資本投資やインフラ・プロジェクトにのみを使用し、経常的歳出には使用しないと強調しました。



## 段階的な財政収支の均衡に向けて

同時に、財務長官は、政府歳出の削減と政府歳入の増加という二本立てのアプローチにより、財政均衡を段階的に実現し、財政準備金を健全な水準に維持する計画についても説明しました。政府歳出の削減については、公務員定数の増加凍結、今後2年間で経常歳出を毎年さらに1%削減すること、政府の各種交通補助制度を見直すことなど、持続可能性を確保するための計画の詳細が示されました。ただし、財務長官は、交通補助制度について、制度廃止までの意図はないと強調しました。

政府歳入の増加に関して、財務長官は、2024～25年度から給与所得税とパーソナル・アセスメントについて2段階の標準税率を導入することを提案しました。この提案では、課税対象所得のうち最初の500万香港ドルまでは15%で課税され、超過分は16%で課税されます。さらに、2025年1月1日から、ホテル宿泊税を税率3%で再導入する予定です。その他の歳入確保策として、「affordable users pay (担税力)」原則に基づく料金改定や、2025年第1四半期から評価額が55万香港ドル以上の住宅に対するレーツの累進的な税率引き上げなどが提案されました。

## 例年の一時的な救済措置の縮小

香港市民と企業への支援策として、財務長官は、以下を提案しました。

- (i) 2024～25年度の第1四半期において、香港域内外の不動産税(レーツ)について、各1,000香港ドルを上限として免除する
- (ii) 2023～24年度においては、給与所得税及びパーソナル・アセスメントについて税額の100%又は3,000香港ドルのいずれか小さい金額を税額控除する
- (iii) 2023～24年度の事業所得税について、税額の100%又は3,000香港ドルのいずれか小さい金額を税額控除する
- (iv) 各種社会保障給付金の受給者に対して半月分の追加支給を提供する

## 結論

今回の予算は、国際貿易・金融センターとしての香港の経済展望に対する否定的な見方を払拭(ふっしょく)することに焦点を当てた、地に足のついた堅実な財政予算案と言えるでしょう。EYは、この予算案が人々に信頼を与え、香港経済が機会を捉え、質の高い発展を遂げることに期待します。

2024年2月28日、香港財務長官(FS)は、香港の経済発展の促進や国際税務に関する協力を強化する目的で、香港が直近で施行した、あるいは現在検討している以下の税制措置や動向について言及しました。

## パテントボックスに関する優遇税制

香港のパテントボックスに関する優遇税制案が2024年上半期をめどに立法会に提出される予定です。当該優遇税制案では、特許又は特許類似の適格な知的財産(以下、「IP」)資産から得られる適格IP収入は、5%の優遇税率で課税されます。

当該優遇税制案では、以下の適格IP資産から得られる国内源泉所得は、16.5%ではなく5%にて課税されます。

- (i) 適格IP資産から得られる収入、すなわち、当該資産の展示や使用、又は展示や使用する権利(香港内外を問わず)に関連する収入、又は(香港内外を問わず)当該資産の使用に直接的又は間接的に関連する知識の付与あるいは知識付与の約束に関連して得られる所得、つまり、ほとんどの使用料やライセンス収入が対象となる
- (ii) 適格IP資産の売却から生じる所得(内国歳入法<以下、「IRO」>のセクション14に基づき、資本性の適格IP資産の売却から生じる国内源泉所得は、非課税キャピタルゲインとなることから、収益性の適格IP資産の売却のみ対象となる)
- (iii) 製品やサービスの販売価格に、適格IP資産に起因する金額が含まれている場合、その販売から得られる所得のうち、正当かつ合理的な基準に基づいて当該IP資産の価値に該当する部分(例えば、移転価格の原則や方法論に基づいて算定された部分)

香港での出願を奨励・促進する目的で、適格IP資産に関連する発明が香港の関連要件を満たすよう、現地登録要件が提案されています。

また、優遇税率が適用される適格IP収入の範囲の計算には、「ネクサス・アプローチ」が必要とされることから、適格IP資産の創出に関連する研究開発(以下、「R&D」)費用や取得原価の詳細な記録が必要となります。

この優遇税制案は、生産・R&D部門、クリエイティブ産業、IP利用者が、製品・サービスの付加価値向上やバリューチェーン向上という戦略的ニーズを満たすために、製造や貿易活動においてIP資産を創造し活用することを促進するための重要な政策となるでしょう。

## 適格シングルファミリーオフィスへの優遇税制が可決

2022年4月1日発効となった法律により、適格シングルファミリーオフィスが管理する、同族投資持株会社(以下、「FIHV」)及びそのFIHVが保有する同族所有特別目的事業体(以下、「FSPE」)に対して、IROのスケジュール16Cで指定される特定の金融資産の取引から得られる所得は非課税扱いとなります。この非課税扱い措置は、5%の基準値を条件として、適格取引に付随する所得にも適用されます。

この適格シングルファミリーオフィスに対する優遇税制は、先日、経済協力開発機構(以下、「OECD」)によるピアレビューの結果、有害な税制ではないとの評価を受けました。さらに、シンガポールでの類似の税制とは異なり、香港の税制には有効期限がありません。さらに、香港の国外源泉所得非課税(以下、「FSIE」)税制において、FIHV/FSPEが非課税所得を得る過程で発生する、又はそれに付随する所得は課税対象となりません。これらの要因により、香港の優遇税制の持続可能性は確保され、香港の税制が魅力的でかつ競争力のあるものとなるでしょう。

さらに、財務長官は、上記のファンドやシングルファミリーオフィス向けの優遇税制について、より多くの類似の事業体を香港に誘致するために、適格取引の範囲を拡大し、付随取引の範囲の柔軟性を高めることが望ましいと述べました。

## 香港におけるBEPS2.0: 第2の柱の実施に関するパブリックコンサルテーション

2021年10月、OECDは20カ国・地域(以下、「G20」)とともに、経済のデジタル化による税源浸食と利益移転(以下、「BEPS」)のリスクに対処するために、2023年から国際課税ルールの改革に向けて2本の柱からなる画期的な国際合意(通称、「BEPS2.0」)を発表しました。



BEPS2.0フレームワークは、香港をはじめとする135以上の国・地域が合意したものであり、これまでに策定された国際的な税制改革プロジェクトの中で最も野心的なものの一つです。

BEPS2.0の一環として、第2の柱は、グループ全体の連結売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業（以下、「MNE」）グループについて、その事業を行っているすべての国・地域の利益に対して15%の最低実効税率（以下、「ETR」）を課すことを目的としたグローバルミニマム課税を提案しています。所得合算ルール（以下、「IIR」）と軽減税所得ルール（以下、「UTPR」）を含むグローバル税源浸食防止（以下、「GloBE」）ルールは、第2の柱の目的を達成するための主なメカニズムであり、軽税率国・地域が、当地で事業を行うMNEグループに対して上乗せ課税（以下、「トップアップ税」）を徴収するため採用できる、防衛的な税制となります。

昨年12月に発表されたコンサルテーションペーパーでは、香港はGloBEルールを香港の税法に取り入れるための法律の制定を行い、2025年1月1日から施行することが示されました。さらに、対象となるMNEグループが香港で行う経済活動に対する課税権を保全するため、香港ミニマム・トップアップ税（以下、「HKMTT」）が2025年に導入されることが示されました。

提案されているHKMTTでは、対象となるMNEグループの香港事業体の低税率の収益に対して、香港の実効税率がGloBEルールで定める15%の最低税額基準を満たすようトップアップ税が課されます。

HKMTTは、適格国内ミニマム課税のセーフハーバー（以下、「QDMTTセーフハーバー」）の対象となることから、対象MNEグループがその香港事業体の低税率の利益について、香港のHKMTTに基づくトップアップ税を支払った場合、GloBEルールに基づくトップアップ税はゼロとなります。

これにより、HKMTTとGloBEルールの両方に基づいてETRを計算するという複雑な作業を2回行う必要がなくなります。このような作業は、HKMTTがQDMTTとしてのみ認められますが、QDMTTセーフハーバーの対象とは認められない場合に必要となるものです。前者の状況において、QDMTTとしてHKMTTに基づいて支払われたトップアップ税は、GloBEルールに基づく対象MNEグループのトップアップ税額から控除することが可能です。

ただし、HKMTTの下で課せられるトップアップ税額は、GloBEルールの下で課せられる税額を上回る可能性があります。これは、構成事業体に対する所有権が100%ではない場合、GloBEルールのIIR（UTPRがバックストップとして機能）の下で課せられるトップアップ税額は、最終親会社が構成事業体に対する持分割合を考慮した上で課せられるトップアップ税の全額を下回る可能性があるのに対し、HKMTTではそのような考慮はされないためです。

## その他の税制措置や動向

財務長官が今回提案したその他の税制措置や動向には、以下が含まれます。

- ▶ 2024～25年度から、賃貸物件の原状回復に要した費用について事業所得税の損金算入が認められます。
- ▶ 2024～25年度から、工業用建物・構築物、商業用建物・構築物について、当該物件の建設費や前オーナーの差額賦課といった特定の要素を条件として、税務上の減価償却の期限は、撤廃されます。
- ▶ 不動産投資信託の投資口の譲渡やマーケットメーカーによるオプション取引業務に係る印紙税は免除されます。



## 主要な予算案作成上の仮定、予測及び基準

### 2024～25年度から2028～29年度の 中期予測における仮定

- ▶ 予測期間の実質GDP成長率は、2024年を2.5%～3.5%、2025年～28年のトレンドを3.2%と見積
- ▶ 投資利益率は、2024年を3.7%、その後を年間2.9%～4.1%と見積
- ▶ 2025～26年度以降の土地売却収入をGDPの3.4%と見積
- ▶ 2028年3月31日時点の財政準備金の予測残高は、前回は9,837億香港ドルと見積もられていたが、今回は7,670億香港ドルへと修正された（その年度のGDPの20.7%に相当）。また、29年3月31日時点の財政準備金の予測残高は、8,322億香港ドルと見積もられている（その年度のGDPの21.2%に相当）。

### 予算案作成基準

- ▶ 予算収支  
長期的に総合収支の均衡を維持
- ▶ 歳出方針  
長期的な経済成長率に対応した公共支出
- ▶ 利益準備金  
収益からの実質利回りを長期的に維持
- ▶ 財政準備金  
長期的に適切な準備金を維持

### 中期予測と財政準備金(単位: 10億香港ドル)

年度	2023-24 (改訂後)	2024-25	2025-26	2026-27	2027-28	2028-29
一般会計歳入	513.9	580.7	620.6	666.6	695.5	723.3
一般会計歳出	(606.3)	(613.8)	(622.6)	(639.2)	(654.2)	(676.7)
一般会計収支	(92.4)	(33.1)	(2.0)	27.4	41.3	55.7
資本金計歳入	40.7	52.3	82.9	103.6	127.6	153.8
資本金計歳出	(121.6)	(163.1)	(164.7)	(178.2)	(154.8)	(131.4)
政庁債返済前の資本剰余金	(81.0)	(110.8)	(81.8)	(74.6)	(27.2)	22.4
付加: グリーンボンド発行による 正味収入	72.5	120.0	135.0	135.0	135.0	95.0
控除: グリーンボンドの償還	(0.8)	(24.2)	(44.8)	(54.9)	(106.3)	(107.9)
総合収支	(101.6)	(48.1)	6.3	32.8	42.7	65.2
3月31日時点の財政準備金	733.2	685.1	691.4	724.3	767	832.2

出典: "Appendices" The Budget 2024-25, [www.budget.gov.hk/2024/eng/pdf/e\\_appendices\\_a.pdf](http://www.budget.gov.hk/2024/eng/pdf/e_appendices_a.pdf) (2024年3月5日アクセス)を基にEY作成



# 香港の税制

## 給与と所得税

給与と所得税は、一定の現物給与を含む香港を源泉とする給与と所得に対して課税されます。住宅手当については、税制上の優遇措置があり、一般的に住宅手当以外の給与の10%がみなし家賃として給与と所得に加算されます。

その他の免除規定には以下のものが含まれます。

- ▶ 香港及び香港外の雇用契約の双方について60日基準による免除規定
- ▶ 香港外の雇用契約の場合、滞在日数基準での課税

## 税率と所得控除

給与と所得税の税額は以下で計算した金額のいずれか低い方となります。

- ▶ 所得控除後、人的所得控除前の課税対象所得に標準税率15% (500万香港ドルまで) / 16% (500万1香港ドル以上) を乗じた金額
- ▶ 所得控除及び人的所得控除後の課税対象所得に以下の累進税率を乗じた金額

累進税率	2024~25
HK\$50,000まで	2%
HK\$50,001からHK\$100,000まで	6%
HK\$100,001からHK\$150,000まで	10%
HK\$150,001からHK\$200,000まで	14%
HK\$200,001以上	17%

累進税率	2023~24
HK\$50,000まで	2%
HK\$50,001からHK\$100,000まで	6%
HK\$100,001からHK\$150,000まで	10%
HK\$150,001からHK\$200,000まで	14%
HK\$200,001以上	17%

人的所得控除	2024~25 HK\$	2023~24 HK\$
基礎控除(独身)	132,000	132,000
基礎控除(既婚)*	264,000	264,000
扶養子控除(1人につき) 第1子から第9子まで		
▶ 誕生年度	260,000	260,000
▶ 翌年度以降	130,000	130,000
扶養父母・祖父母控除(1人につき) 60歳以上		
▶ 同居の場合	100,000	100,000
▶ 別居の場合	50,000	50,000
55歳から59歳まで		
▶ 同居の場合	50,000	50,000
▶ 別居の場合	25,000	25,000
扶養兄弟姉妹控除(1人につき)	37,500	37,500
寡婦(夫)控除	132,000	132,000
障がい者控除	75,000	75,000
扶養障がい者控除	75,000	75,000

\*既婚者でその配偶者に課税所得が発生していないか、配偶者とともに合算申告を選択した場合に認められます。

自己学習費用及びその他の控除(限度額)	2024-25 HK\$	2023~24 HK\$
自己学習費用	100,000	100,000
高齢者在宅介護費用控除	100,000	100,000
住宅ローン控除 <sup>1</sup>	100,000	100,000
住宅賃借料	100,000	100,000
退職金給付に対する強制積立	18,000	18,000
年金保険料及びMPFへの自発的な拠出金	60,000	60,000
任意健康保険制度での保険料(1人につき) <sup>2</sup>	8,000	8,000
慈善寄付金	課税所得の35%まで	課税所得の35%まで

1. 控除期間: 20年

2. 納税者又は配偶者の祖父母、両親、兄弟姉妹をカバーする特定の親族に適用

出典: "Supplement" The Budget 2024-25, [www.budget.gov.hk/2024/eng/pdf/e\\_supplement02.pdf](http://www.budget.gov.hk/2024/eng/pdf/e_supplement02.pdf) (2024年3月5日アクセス) を基にEY作成

## 事業所得税

- ▶ 課税対象: 課税所得は、会計上の利益に税法で定められた加減算調整を行って算出されます。
- ▶ 税率: 法人 - 16.5%\* その他 - 15%\*  
\* 2018~19年度から適用されている二段階の事業所得税率制度により、法人及び非法人事業の利益の200万香港ドルまでの税率は半分となり、残りの利益は上記の通常税率で課税されます。
- ▶ しかし、「関連当事者(Connected Entities)」に関しては、同一査定期間において、1社のみが二段階の事業所得税率制度を適用できます。
- ▶ 欠損金の繰越: 税務上の欠損金は、租税回避が疑われる場合を除き永久に繰越可能です。
- ▶ キャピタルゲイン: 非課税です。
- ▶ 受取配当金: 非課税です。源泉徴収もされません。
- ▶ 慈善寄付金: 課税所得の35%までは損金算入可能です。
- ▶ 非居住者に対するロイヤリティ支払

実効源泉徴収税率*			
関係	支払先	税率	
		法人	法人以外
非関連者		4.95%	4.5%
一定の要件を満たす関連者		16.5%	15%

\* 二段階の事業所得税率制度及び二重課税防止協定の適用により税率が軽減される場合があります。

## 資産所得税

香港内の不動産を所有し賃貸する個人は、賃貸料収入の80%に対して15%の標準税率で課税されます。一方、法人の不動産賃貸収入は資産所得税の対象とならず、事業所得税として課税されます。

## 相続税

香港では2006年2月11日以降に亡くなった被相続人の財産に相続税はかかりません。

## その他の税金と費用

空港利用税: 120香港ドル(12歳未満は免除)

### 賭博税

- ▶ 競馬: 総利益に対し複数の税率
- ▶ マークシックス: 売上の25%
- ▶ サッカーくじ: 総利益の50%

### 事業登録税

- ▶ 1年分の登録と賦課金: 2,150香港ドル/2,350香港ドル(2024年4月1日以降)
- ▶ 3年分の登録と賦課金: 5,650香港ドル

### 資本登録税

2012年6月1日付で全廃されました。

ホテル宿泊税: 0%/2025年1月1日以降は3%

### 物品税

酒、たばこ及び炭素(燃料)に複数の税率

### 自動車登録税

私有車及びその他の車両の課税評価額に132%までの限界税率を適用

## 印紙税

- ▶ 株式の譲渡: 0.2%
- ▶ 不動産の譲渡

従価印紙税 第1基準税率		
HK\$	第1基準税率 <sup>1,2</sup>	均一税率 <sup>4</sup>
200万以下	1.5%	7.5%/15%
200万 - 300万	3.0%	
300万 - 400万	4.5%	
400万 - 600万	6.0%	
600万 - 2,000万	7.5%	
2,000万以上	8.5%	
従価印紙税 第2基準税率		
HK\$	第2基準税率 <sup>1,3</sup>	均一税率 <sup>4</sup>
300万以下	HK\$100	7.5%/15%
300万 - 450万	1.50%	
450万 - 600万	2.25%	
600万 - 900万	3.00%	
900万 - 2,000万	3.75%	
2,000万以上	4.25%	

- 1 税率適用枠を若干上回る場合には、段階税率を適用できる措置があります。
- 2 下記注3に該当する場合を除き、この税率は、2013年2月23日~20年11月25日に締結された非居住用不動産契約及び2013年2月23日~16年11月4日に締結された居住用不動産契約に適用されます。
- 3 居住用不動産取得時に香港に他の居住用不動産を所有しておらず、一定条件を満たしている香港永住者、及び2023年2月26日以降に締結された非居住用不動産契約に対して適用されます。これは、居住用不動産に関する買主側への管理措置が2024年2月28日以降に撤廃された後も、2024年2月28日以降に発生した取引に引き続き適用されます。
- 4 (2024年2月28日から撤廃) 上記の注3に該当する場合を除き、居住用不動産に関する売買又は譲渡契約には、新住宅印紙税(NRSD)が税率7.5%(2023年10月25日から24年2月27日までに締結された契約)、又は15%(2016年11月5日から23年10月24日までに締結された契約)で適用されます。
  - ▶ 上記の税率に加え、2012年10月27日以降に取得され、かつ2年以内(2023年10月25日から24年2月27日の間で転売された居住用不動産)又は3年以内(2023年10月25日以前に転売された住宅用不動産)の場合は、追加で10%~20%の特別印紙税(SSD)の対象となります。
  - ▶ また、2012年10月27日以降に香港永住者ではない個人及び法人が居住用不動産を取得した場合、居住用不動産に関する購入者印紙税(BSD)が一律7.5%(2023年10月25日から24年2月27日までに締結された契約)、又は15%(2012年11月27日から23年10月24日までに締結された契約)で適用されます。
  - ▶ 居住用不動産に関する買主側への管理措置(すなわち、NRSD、BSD及びSSD)は2024年2月28日以降撤廃されます。

## 90%以上の持株関係を有するグループ会社間での株式・不動産の譲渡

免除



## Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services			Financial Services	
<p><b>Wilson Cheng</b> Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com</p>			<p><b>Paul Ho</b> Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com</p>	
<b>Business Tax Services / Global Compliance and Reporting</b>			<b>Business Tax Services / Global Compliance and Reporting</b>	
<b>Hong Kong Tax Services</b>			<b>Hong Kong Tax Services</b>	
<p><b>Wilson Cheng</b> +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com</p>	<p><b>Tracy Ho</b> +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com</p>	<p><b>Jennifer Kam</b> +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com</p>	<p><b>Paul Ho</b> +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com</p>	<p><b>Ming Lam</b> +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com</p>
<p><b>May Leung</b> +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com</p>	<p><b>Ada Ma</b> +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com</p>	<p><b>Ricky Tam</b> +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com</p>	<p><b>Sunny Liu</b> +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com</p>	<p><b>Helen Mok</b> +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com</p>
<p><b>Grace Tang</b> +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com</p>	<p><b>Karina Wong</b> +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com</p>	<p><b>Leo Wong</b> +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com</p>	<b>Customer Tax Operations and Reporting Services</b>	
<p><b>Jacqueline Chow</b> +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com</p>			<p><b>Paul Ho</b> +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com</p>	
<b>China Tax Services</b>			<b>US Tax Services</b>	
<p><b>Ivan Chan</b> +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com</p>	<p><b>Sam Fan</b> +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com</p>	<p><b>Becky Lai</b> +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com</p>	<p><b>Camelia Ho</b> +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com</p>	<p><b>Michael Stenske</b> +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com</p>
<p><b>Carol Liu</b> +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com</p>			<b>International Tax and Transaction Services</b>	
<b>Payroll Operate</b>			<b>China Tax Services</b>	
<b>Accounting Compliance and Reporting</b>			<p><b>Cindy Li</b> +852 2629 3608 cindy.jy.li@hk.ey.com</p>	
<p><b>Vincent Hu</b> +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com</p>	<p><b>Linda Liu</b> +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com</p>	<p><b>Cecilia Feng</b> +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com</p>	<b>International Tax Services</b>	
<b>International Tax and Transaction Services</b>			<p><b>Sophie Lindsay</b> +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com</p>	<p><b>Stuart Cioccarelli</b> +852 2675 2896 stuart.cioccarelli@hk.ey.com</p>
<b>International Tax Services</b>			<b>Transfer Pricing Services</b>	
<p><b>Jo An Yee</b> +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com</p>	<p><b>Sangeeth Aiyappa</b> +852 2629 3989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com</p>	<p><b>Martin Richter</b> +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com</p>	<p><b>Rohit Narula</b> +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com</p>	<p><b>Adam Williams</b> +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com</p>
<p><b>Kenny Wei</b> +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com</p>			<p><b>Maggie To</b> +852 3752 4779 maggie.to@hk.ey.com</p>	<p><b>Ruairi Lamb</b> +852 2846 9070 ruairi.lamb@hk.ey.com</p>
<b>Transaction Tax Services</b>			<b>Transfer Pricing Services</b>	
<p><b>Jane Hui</b> +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com</p>			<p><b>Ka Lok Chu</b> +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com</p>	<p><b>Justin Kyte</b> +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com</p>
<b>People Advisory Services</b>			<b>Transaction Tax Services</b>	
<p><b>Mary Chua</b> +852 2849 9448 mary.chua@hk.ey.com</p>	<p><b>Christina Li</b> +852 2629 3664 christina.li@hk.ey.com</p>	<p><b>Jeff Tang</b> +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com</p>	<p><b>Winnie Walker</b> +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com</p>	<p><b>Paul Wen</b> +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com</p>
<b>Asia-Pacific Tax Centre</b>				
<b>Tax Technology and Transformation Services</b>		<b>International Tax and Transaction Services</b>		<b>Indirect tax</b>
<p><b>Agnes Fok</b> +852 2629 3709 agnes.fok@hk.ey.com</p>		<p><b>US Tax Desk</b></p>		<p><b>Shubhendu Misra</b> +852 2232 6578 shubhendu.misra@hk.ey.com</p>
<p><b>Robert Hardesty</b> +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com</p>		<p><b>Jeremy Litton</b> +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com</p>		<p><b>Andy Winthrop</b> +852 2629 3556 andy.p.winthrop@hk.ey.com</p>
<p><b>Albert Lee</b> +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com</p>		<b>Operating Model Effectiveness</b>		<b>Tax and Finance Operate</b>
		<p><b>Edvard Rinck</b> +852 9736 3038 edvard.rinck@hk.ey.com</p>		<p><b>Tracey Kuuskoski</b> +852 2675 2842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com</p>

## EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](https://ey.com/privacy). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](https://ey.com).

### About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2024 Ernst & Young Tax Services Limited.  
All Rights Reserved.

02379-226Jpn  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/china](https://ey.com/china)



Follow us on WeChat  
Scan the QR code and stay up-to-date  
with the latest EY news.